

第35号議案

島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一般会計」を「国民健康保険特別会計」に改める。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（交付の要件）

第6条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第17条第1項に規定する条例で定める特別の事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- (1) 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- (2) 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下等により地域の産業に特別の事情が生じたこと。
- (3) その他前2号に類する被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。

（拠出金）

第7条 各年度において知事が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第4項に基づき市町村に対して納付を求める拠出金の総額については、算定政令第22条第2項の規定に基づき知事が定める額とする。

2 前項の拠出金は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。